

令和4年函審第8号

裁 決  
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士  
受 審 人 b  
職 名 B船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。  
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年10月9日08時05分

北海道東洋漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	0.7トン	0.7トン
登 録 長	6.77メートル	6.77メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
漁船法馬力数	30キロワット	30キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾に船外機を備えた和船型無蓋のFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、拾いこんぶ漁の目的で、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和3年10月9日07時00分東洋漁港を発し、同漁港西方沖合の漁場に向かった。

ところで、日高地方の拾いこんぶ漁は、周年にわたって行われ、「沈み」と称する決まった漁場の海底に集まるこんぶを漂泊した状態で、ロープに結びつけた4本の爪が付いた長さ約1.5メートルのアルミニウム製の漁具を投入して絡め取るもので、操業中、ロープを緩めれば船体を移動させることは可能で、操縦性能が制限されるものではなかった。

a受審人は、07時05分前示の漁場に到着して操業を行ったのち、移動して4か所の漁場で操業を行い、約100キログラムの漁獲を得て操業を終え、08時04分東洋漁港北西方沖合の漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、船尾部に立った姿勢で、船外機の舵柄を操作して操船に当たり、発進直後に東洋港南防波堤灯台付近の漁場で操業している僚船（以下「第三船」という。）1隻を認め、間もなく同船が水上岩の陰となって視認できなくなり、同岩を航過したのち、08時04分半東洋港南防波堤灯台から303度（真方位、以下同じ。）230メートルの地点で、針路を再び視認できるようになった第三船が右舷船首方となる131度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下

同じ。) で進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、正船首 230メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しない様子から漂泊中と分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、第三船以外の船舶を認めていなかったことから、第三船以外に航行の支障となる他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく続航し、08時05分東洋港南防波堤灯台から227度30メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷中央部に前方から49度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾に船外機を備えた和船型無蓋のFRP製漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、拾いこんぶ漁の目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和3年10月9日07時00分東洋漁港を発し、同漁港南東方沖合の漁場に向かった。

b 受審人は、07時05分前示の漁場に到着して操業を行ったのち、移動して3か所の漁場で操業を行い、07時55分東洋漁港の防波堤入口に近い衝突地点付近の漁場に移動し、機関を中立運転として漂泊し、船首を北方に向けて左舷中央部で下方を向いた姿勢で操業を再開した。

b 受審人は、08時04分半衝突地点で、船首が000度を向いていたとき、左舷船首49度230メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊して操業している自船

を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、08時05分僅か前左舷至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部両舷外板に擦過傷等を、Bは、左舷外板に亀裂等をそれぞれ生じ、のちにいずれも修理された。また、b受審人が、仙骨骨折等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、東洋漁港において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、東洋漁港において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、東洋漁港において、同漁港の係留地に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注

意義務があった。ところが、同人は、第三船以外の船舶を認めていなかったもので、第三船以外に航行の支障となる他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、東洋漁港において、拾いこんぶ漁を行いながら漂泊する場合、同漁港の防波堤入口に近いところで漂泊していたのだから、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が漂泊して操業している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月25日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩